

公益財団法人東京 2025 世界陸上財団 資金運用規程

令和6年4月1日
理事会決定

(目的)

第1条 本規程は、公益財団法人東京 2025 世界陸上財団財務規程第 29 条に基づく資金運用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(運用の範囲)

第2条 運用の対象は、以下の資金とする。

- 一 基本財産（定款第 6 条に定める財産をいう。）
- 二 運用財産

2 運用財産については以下のように区分する。

- 一 特定資産
- 二 その他の資産

(運用期間)

第3条 運用期間は原則として次の通りとする。

- 一 短期運用資金 1年以内
- 二 中・長期運用資金 1年超

2 前項の規定にかかわらず、中・長期運用資金であっても金利状況等によっては短期の運用を行うことができる。

(運用資金の範囲)

第4条 中・長期運用資金は、基本財産及び特定資産とする。ただし、当該事業年度内に要する特定資産は除くものとする。

2 短期運用資金は前項に定める資金以外の資産及び現金とする。

(運用の目標)

第5条 運用目標の設定にあたっては、事業計画と毎年度の予算において期待される運用益の確保と運用資産の実質価値の維持を踏まえて行うものとする。

(基本方針)

第6条 基本財産及び特定資産については、預貯金、国債、政府保証債、地方債にて元本返還が確実な方法で運用を行う。

2 その他の資産は、元本返還の確実性が高く、かつ可能な限り高い運用益が得られる方法で運用を行う。

(運用に係る責任)

第7条 資産運用については、財務規程第3条に規定する経理責任者が、法令や規程、前条の方針を遵守し、忠実にその業務を執行する義務と責任を負う。

(運用対象資産)

第8条 運用対象は、次に掲げるものとする。

- 一 預金・貯金
- 二 国債
- 三 政府保証債
- 四 地方債
- 五 公社債投資信託（社債を除く。）
- 六 金銭信託

(運用の方法)

第9条 運用にあたっては、流動性、安全性、収益性等のバランスの配慮に努めるものとする。

なお、資産の運用について専門的な識見を必要とする場合には、経理責任者は有識者等から助言を受け、着実な運用に努めなければならない。

(改廃)

第10条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

本規程は、令和5年7月4日から施行する。

附 則

本規程は、令和6年4月1日から施行する。